

ふるさと共創プレイス（ふるさと財団会員制度）について

1. 会員制度の概要

（１） 会員制度の目的

- ① 地方公共団体と民間事業者の効果的な共創により、地域課題の解決や地域活性化を推進
- ② 地方公共団体の情報発信の充実
- ③ ふるさと財団の地方創生の取組に賛同するファン層を形成

（２） 会員の構成

全国の地方公共団体、地方公共団体との共創に取り組む民間事業者等、地方創生に関心のある個人

（３） 会員制度の名称

「ふるさと共創プレイス」

（４） 公民共創の特色

地域課題解決に向けて良質なソリューションを有する民間事業者等で構成し、ふるさと財団が橋渡し役となって、地方公共団体が安心できる信頼性の高い公民共創の場を提供します。

（５） 連携省庁

総務省地域力創造グループ

農林水産省農村活性化推進室（「農山漁村」経済・生活環境創生プラットフォーム）

（６） 開始時期

令和８年１０月１日

2. 会員の種類・名称・年会費

(1) 地方公共団体会員[年会費：無料]

全地方公共団体の「地方創生担当課」、「ふるさと融資担当課」、「公民共創担当課」、その他入会を希望する課

(2) 法人会員

① 公民共創会員[年会費：100万円]

ふるさと財団の地方創生の取組に共感し、地方公共団体との共創に積極的に取り組む法人等

② 地域貢献会員[年会費：30万円]

ふるさと財団の地方創生の取組に共感し、地域貢献に取り組む法人等

③ 賛助会員[年会費：5万円]

ふるさと財団の地方創生の取組に賛同する法人等

(3) 個人会員[年会費：3千円]

ふるさと財団の地方創生の取組に賛同する個人

3. 会員制度の基本機能

(1) 情報の取得

地方公共団体の地方創生に関する事例紹介、地方創生に取り組む法人会員の最新情報などを各種媒体（情報誌、WEBサイト、メールマガジン、フォーラム・セミナー）を通じて取得

(2) 情報の発信

法人会員が有する地域課題を解決するソリューション、地方公共団体の地方創生の取組などを各種媒体（情報誌、WEBサイト、メールマガジン）を通じて発信

(3) 公民の共創

- ・ 地域課題の解決や地域活性化に関して地方公共団体と法人会員をつなぐコンシェルジュサービス
- ・ 地方公共団体からの地域課題の解決に関する要請に応じたアドバイザーの派遣

- ・ 会員を対象とした共創の場の創出
- ・ 法人会員向けに公民共創の基礎的な知識を修得できる基礎講座の実施など

4. 公民共創の手法

(1) 民間事業者のソリューション情報を地方公共団体に発信

(情報誌・WEBサイト・メールマガジン)

(2) 財団によるコンシェルジュサービス

お困りごと

〇〇のような地域課題を解決してくれる企業を知りたい。
など

財団が地方自治体と民間事業者の
仲介等を行います。



(3) 民間ソリューションのアドバイザーの受入れ

自治体
〇〇分野の課題
解決に詳しいA社
に話を聞きたい



ふるさと財団へ申込



民間事業者
自治体を訪問し
自社の知見やソ
リューションについ
て説明・助言・提案

(4) 地方公共団体と民間の共創の場

地域課題解決の多様な事例を学ぶとともに、公と民が交流する場を提供します。